改正後	改正前
6 施行規則第十五条の三第五号(18)に掲げる規格を定める告示（平成十七年総務省告示第千二百二十六号）第二条第一項第二号に規定する技術基準 ［（表示）　略］ ［二・三　略］	［新設］ ［（表示）　同上］ ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第二百二十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第二十四条第二十八項及び第四十九条の二十四第六項第四号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
［第一～第五　略］ 第六　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＩｏＴ型の無線設備 一　一般的条件 第一の一の条件に適合すること。 二　送信装置 1　等価等方輻射電力は、〇デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超えてはならない。この場合において、許容偏差は（一）二デシベルから（＋）二デシベルまでの範囲とする。 2　搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	［第一～第五　同上］ ［新設］

周波数帯	等価等方輻射電力
一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）八七デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）以下
一、〇〇〇MHzを超え一、五二五MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）七七デシベル以下
一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）九七デシベル以下
一、五五九MHzを超え一、六一〇MHz以下	任意の一MHz幅における尖頭電力が（一）七〇デシベル以下
一、六一〇MHzを超え一二・七五GHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）七〇デシベル以下

三　受信装置 副次的に発する電波等の限度は、二の2に規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	